

NPO法人 非正規労働相談センターひろしま 通信

第 30 号 2025 年 7 月 15 日

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2階

フリーダイヤル **0120-501-581**

☎ 082-262-3751 FAX 082-264-2310
Eメール roso34@ybb.ne.jp

非正規労働者を中心とした労働相談活動10年目へ **働く者の権利を守り拡大へ！**

NPO 非正規労働相談センターひろしま 第10回定期総会開催

5月25日、広島市総合福祉センターにおいてNPO非正規労働相談センターひろしま第10回通常総会を委任状を含む37名の出席のもとで開催した。

総会は、土屋みどり理事の司会のもと、岡崎徹さんを議長に選出し開会した。冒頭、土屋理事長から、非正規雇用労働者の人達が気軽に相談できる窓口となれるように、より知名度を上げて非正規労働者の権利を守るためにこれからも頑張っていきたいと力強い挨拶があった。

引き続き土屋理事長が2024年度の事業報告を行った。10月には、広島市内繁華街において「生活できる最低賃金を！ 実現しよう全国一律 最低賃金時給1500円!」と題して最低賃金引き上げを求める街宣活動を行ったこと。また、同月に「メンタル労災相談・ハラスメント対策ほっとライン」、2025年1月には「介護労働者相談ホットライン」を開催したこと、こうした活動を取り組むことで外国人労働者を含む非

正規雇用労働者の権利を守り、その社会的地位向上に寄与したことが報告された。そして、2024年12月には、西川隆志行政書士を講師に招いて「フリーランス新法の制度の概要について」と題して定例の講演学習会を開催したこと、通信の年4回発行が定例化してきたなどを報告した。



報告する土屋理事長

続いて、村中理事が2024年度の決算を報告し、その監査報告を受けた。その後、土屋理事長が労働相談活動を強化して、当法人を広島県下の非正規労働者のよりどころにしていこうと2025年度事業計画

ホームページは「NPO 非正規 ひろしま」で検索！

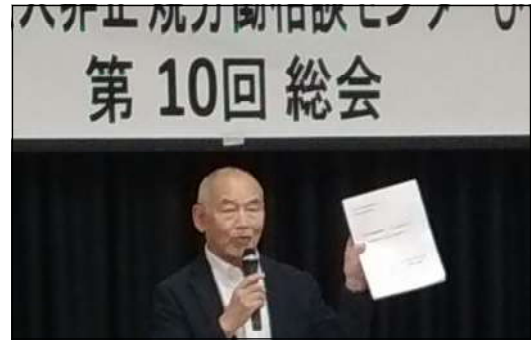
案を提案した。引き続き、村中理事が2025年度活動予算案を提案した。これら4本の議案はすべて承認された。

閉会の挨拶で、土屋理事長は非正規雇用労働者の拠り所となれるように、当会の活動をより充実したものにしていこうと提起し、参加者全体で確認して総会は成功裏に終了した。

総会の後、福山ユニオンたんぽぽ委員長武藤貢さんを講師にお招きして「最低賃金引上げを取り組む意義について」と題して学習講演会を開催した。

最後に、当会設立以来、当会の活動にご尽力され昨年逝去された上関英穂副理事長の功績を讃え、後任に村中理事が就

かれたことが紹介された。



福山ユニオンたんぽぽ
委員長 武藤貢

当法人は新しい体制で今後も非正規雇用労働者のよりどころになることを目指して奮闘します。これからも引き続きご支援よろしくお願いします。

水面下で進む危険な動向に注目を！

最低限の労働条件を定める労働基準法が適用除外される？

2024年1月、経団連は「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」を発表した。「現行の労働基準法は、工場労働のような一か所に集まり始終業時刻が固定的かつ労働時間と成果が比例する労働者を前提とした画一的な規制であり、職場実態をよく知る労使が多様な働き方を実現していくことが難しくなっている。また、近年、労働法全般が詳細・複雑化しており、当事者である労使双方が正しく理解したり、活用したりすることの妨げになっていると言わざるを得ない。さらに、労働組合の組織率が低下していることもあり、自社にとって望ましい職場環境のあり方を個別企業の労使が話し合い、決定するという日本企業の強みともいえる労使自治を発揮できる場面が縮小している。このため労使自治を軸とした、今後求められる労働法制の方向性を経団連として以下の通り示す」として、今後求められる労働法制の姿「①労働者の健康確保最優先 ②労使自治を重視/法制度はシンプルに(細部は当事者である労使に委ねるべき) ③時代にあった制度見直し」を打ち出した。

経団連の悪質な狙い、それに応える厚労省

この「提言」の主要なねらいは、労働時間規制の適用除外(デロゲーション)を拡大するというものである。内容的には、裁量労働制の対象業務を国による画一的規制ではなく労使合意で決定できるようにすることである。だが、こんなことが労使合意でできるようになれば、一方的に使用者側の意向が反映されることは火を見るより明らかである。すなわち、資本の自由意志ですべてが決定され、労働者は際限なく労働にかり出され、過労死に追い込まれていくようになる。また、賃金体系を労働時間によって決定するのではなく、裁量労働制の拡充、成果主義による賃金制度への移行などを主張している。このねらいは賃金決定を使用者の査定でもって決定できるようにするものである。「お前は成果を上げてない」と言われれば、際限なく賃金が切り下げられる危険性がある。

一方、厚労省は「新しい時代の働き方に関する研究会」報告を踏まえて同年1月、「第1回労働基準関係法制研究会」を開催した。経団連の提言に基づいて、すぐさま反応したものである。

今後、経団連の提言に基づいて労働基準法の骨抜きが図られる危険性が大きい。労働基準法があっても、労使協議会のようなもので合意を得さえすれば労働条件など、いかようにも変えることができるという代物である。こんなことがまかり通れば、労働組合の存在意義さえなくなり、労働運動の終焉となってしまう。これらの動向に注目するとともに、反対運動を大胆に起こしていかなければならない。

団交拒否 労働組合への支配介入 不当労働行為のオンパレード！

社会福祉法人メインストリーム理事長の横暴を許さない！ ＜スクラムユニオン・ひろしまからの報告＞

メインストリーム労働組合結成報告は前号で行ったが、これはその後の進展状況である。そもそもメインストリームの中川理事長は、スクラムユニオンの組合員に対するパワハラなどをめぐる団体交渉を拒否し、広島県労委への不当労救済申立にも一切対応しなかったような人物である。メインストリーム労働組合への対応も同様にひどいものになるのではないかという予測があった。案の定、当該組合からの団体交渉要求に対して出てきたものはひどいものであった。

メインストリーム労働妨害組合と命名する！？

中川理事長から届いた通知書は、組合結成を「心から祝福します」などと書き出しながら、法人にはすでに労働組合があるので、「貴組合はメインストリーム労働妨害組合とさせていただきます」などと低劣で、当該組合を愚弄したものであった。しかも、組合員全員の名簿を明らかにしろ、そうすればすぐに団交日程を調整するという代物であった。

この組合員全員の名簿を明らかにしろという要求は、個別に組合員を切り崩していこうという意図を持ったものである。また、組合員名簿の提出を団交開催の条件にすることなどは組合に対する支配介入であり、あからさまな不当労働行為である。当該労働組合は、すぐに滑委員長名で抗議文を送付し、謝罪を要求した。

「部外者」が立ち入りすれば警察を呼ぶ！？

中川理事長はさまざまな口実を設けて団交を引き延ばしながら、団交拒否の理由を当該組合が謝罪をしないとか、組合員名簿を提出しないからだとか責任転嫁している。挙げ句の果てに上部団体であるス

クラムユニオン土屋委員長の団交出席を通知すると「部外者が侵入すれば直ちに警察に通報します」などと恫喝してきた。上部団体の組合役員が団体交渉に参加することは労働組合法でも保障されている。にもかかわらず、「部外者」が団交に参加すれば業務に関することは一切話合いにできない、などとして事実上団交での話し合いを拒否してきた。これは組合活動への支配介入であり、団交拒否である。これを不当労働行為と言わずして何というのか！

社会的圧力をかけて中川理事長を団交に応じさせよう

これまでのように文書での要求だけでは、中川理事長の態度を変えることはできない事は明らかとなった。当該組合は、社会的な世論に訴えて局面の打開を図ることとした。そのひとつは、社会福祉法人メインストリーム内で行われている「医師法違反」の疑いや、「薬事法違反」の疑いを公的機関へと訴えることである。また、そのことをマスコミなどを通じて社会的に明らかにしていくことである。

中川理事長は、何でも自分の思い通りに運営してきたし、それが当たり前だと思っている。あたかも王様か何かのように思い込んでいる。だが、彼は「裸の王様」であり、コンプライアンス違反を繰り返しても何もおとがめはないと思い込んでいるだけである。社会福祉法人で働く労働者たちは、利用者さんたちのことを考えると「これでいいのだろうか」という思いにいつも悩み苦しんできた。労働組合の結成は、当然にも賃金や労働条件の改善を目的としているが、もうひとつは利用者さんたちの健康と安全を守り、コンプライアンスを基本とした働きやすい職場を作るためであった。

何としても団体交渉に中川理事長を出席させ、社会福祉法人メインストリームの改善に向け前進しよう。

日東電工は不当解雇を撤回し 労働組合との話し合いに誠実に応じろ！

2022年末、日東電工の100%子会社である韓国オプティカルハイテック（亀尾市）が会社を清算、そこで働く労働者を解雇し、代替生産を韓国日東オプティカル（平沢市）へ移した。当該労働組合は偽装精算であるとして解雇撤回の闘いに取り組んでいる。日本でも大阪、東京をはじめ各地で連帯と支援が取り組まれ、NPO非正規労働相談センターの仲間もこの活動に参加している。

広島では、1月27日、2月28日、3月28日、5月28日の日東電工広島支店に対する要請行動、4月16日の尾道事業所に対する要請行動に続いて、6月26日にも子会社の日東電工ベースマテリアル㈱広島営業所のある第一生命ビルの前で実施した。10名の結集であった。

まず、「韓国民衆に連帯する会」のKさんが韓国金属労組の報道資料に基づき、韓国労働者の高所籠城（屋上での占拠闘争）の戦前からの歴史について触れ、今回の韓国オプティカルハイテック支会パク・チョンヘさんの高所籠城の闘いが533日間の長期にわたる、その意味の重さについて訴えた。

次に、「人民の力協議会」のZさんが「韓国新大統領の李在明氏は労働部長官に「キムヨンフン」氏を指名した。キムヨンフン氏は韓国鉄道労働組合委員長、民主労総の委員長を歴任し、現役の鉄道機関士の労働者です。彼は労働者の実情をよく知っているだけに、日東電工の解雇問題や労働者の権利拡大のために奮闘するでしょう。白血病が日東電工の子会社で確認されました。全従業員健康診断を実施し労働者の命を守らなければなりません。労働者を犠牲にして利益優先の日東電工を糾弾しよう」と訴えました。

そして日本基督教団牧師のOさんが訴え、次に「在日韓国民民主統一連合広島本部」のP委員が「日東電工を始めとする多国籍企業は現地の腐敗政権と癒着し労働者への人権弾圧を欲しいままにしてきた。しかし現在、それら企業を庇い労働弾圧に加担してきた尹前大統領は拘束され新政権が誕生した。韓国李在明新政権はこれまでの労働問題を重視しその解決に乗り出している。現役の機関車運転士が労働部門の最高責任者になったのはその事を象徴する出来事だ。日韓両政府が注視する今こそ高崎社長は逃げ回らず責任を明らかにするべきだ」と訴えた。

「ZENKO・広島」のHさんが「前回に続いて二度目の参加。日東電工の子会社が韓国で労働者を不当に解雇し責任をとろうとしない。企業の好き勝手を許してはいけない。1965年に日韓基本条約が締結されて60年。日本政府も未だ植民地支配適法論の立場で植民地支配責任に向き合わない。企業も、今や国連人権理事会が「ビジネスと人権」指針を作成し横暴は許されない時代だ。日韓市民労働者の連帯で、両国間に横たわる溝を少しでも埋め、政府にも企業にも責任を取らせよう!」と訴えた。
(久野成章)

